

・市民活動の支援・促進のあり方について

1. 市民活動の支援・促進の主体

(1) 市民は何をすべきか

市民活動の中心はあくまで市民の主体的な参加に支えられています。そこで、市民活動は一握りの市民による自己犠牲や負担を頼りにするわけにはいきません。

したがって、市民活動の支援・促進を考える前に、

- ①市民は自分でできることは自分です
- ②市民による市民のための活動に主体的に関わる
ことが重要となります。

この2つの項目は、住民自治を進めていく上で、基本的な姿勢です。そして、市民活動は住民自治を支える一つの方法です。したがって、市民活動を支援・促進するためには、まず市民の姿勢が重要となるのです。まさに「いかに市民自らが自分たちの手で自分たちの生活をつくっていくか」ということを自覚することが必要となってくるのです。

このような自覚を持つと、例えば、寄付をしたり、ボランティアとしてかかわるなど、財政的にも人的資源としても市民活動を支えることが重要であり、しかも自分のなすべきことであると思えるようになってくるはずです。

しかし、第1部で述べられているように、現在の羽曳野市での市民活動において、市民からのサポートは十分であるとはいえません。市民活動は、市民による市民のための自主的な活動です。したがって、その活動が市民によって支えられることは理想です。それゆえ、市民によるサポートがない市民活動は真の意味での市民活動と呼ぶことは出来ません。そうさせないためにも、市民によるサポートが必要なのです。

市民からのサポートが得られない理由はいくつか考えられます。例えば、信用・信頼の問題かもしれませんし、活動参加への敷居の高さに由来しているかもしれません。

そのなかでも重要なことは市民の市民活動に対する認識の問題です。市民活動があるということを知らなければ、サポートのしようもありません。したがって、市民が市民活動について十分に情報をもってもらったり、理解してもらったりすることが、市民からサポートを得るためには重要なのです。市民活動の存在が知られて、初めてサポートという次の段階が見えてくるのです。

したがって、市民によるサポートを得るためには

- ③市民活動団体が自分たちの活動に関する情報を市民へ積極的に発信することが必要となります。

その方針は「アカウンタビリティ(説明責任)の原則により、市民活動団体自体が市民に対して情報を積極的に開示していく」ことです。

そして、そのために必要な方策として例えば、

- ・市民活動団体が地域や施設にあるさまざまな掲示板などを活用する
 - ・会報やニュースレター、パンフレットなどの発行物をつくる
- などが考えられます。

もちろんこの場合、「知らせる」と「わかる」の間にはギャップがあります。そしてさらに、「わかる」と「サポートする」との間にはもっと大きなギャップがあることを理解しておかなければなりません。よって、ただ単に情報を公開するだけではなく、活動紹介をいろいろな場面で行っていかねばなりません。

(2) 行政は何をすべきか

行政は、従来、住民自治の環境整備に努めてきました。しかし、行政の特徴により、市民活動という多様な活動に対して十分に対応することができない側面もあります。そのために市民活動をおこなう上で、さまざまな障害になることもありました。さらに、行政は公平性や均一性の保持から、多様な市民活動を個別に支援することは困難を伴います。しかし、活動の公益性を認識し「個別」に対応する必要があります。

なぜならば、市民活動の利点はその個別性にあります。個々人や集団の些細ではあるかもしれないが、満たされる必要があるニーズや、大局的な視点からはこぼれ落ちてしまうようなニーズを満たすことは市民活動が得意とする分野です。

しかし、市民にとって市民活動があまり知られていないように、行政にとっても市民活動はよくわからない存在といえます。それは市民活動団体が十分に情報を提供していないというだけでなく、行政側にも問題があるように思われます。つまり、「市民活動は厄介なもの」、「市民活動は信用できない」などという否定的な先入観をいだいてしまっているかもしれないのです。したがって、このような先入観を払拭したうえで、行政による市民活動の促進・支援を確立するためには、行政には市民活動の性質や特徴、そしてその能力を理解してもらう必要があるのです。

そのために、

- ④市民活動に関する理解を深める
- ことが重要です。

その際の方針は、「市民活動を対等なパートナーとして見なす」ということです。

そしてそのためには方策として例えば、

- ・職員向け研修会などを開催する
 - ・ボランティア休暇制度の設立など職員が市民活動に参加しやすい環境をつくる
 - ・市民活動団体との人材交流をおこなう
- などです。

また、行政は組織的に市民活動を促進・支援していく必要があります。そのために、
⑤市民活動の対応のために行政部署の一本化あるいは新設をおこなう
必要があります。

なぜならば、現在のような部署単位での市民活動支援では、個別のテーマについては促進・支援は可能かもしれませんが、他部署にまたがる市民活動の促進・支援はできないからです。市民活動は、あるテーマについて活動していますが、それは活動するにつれ、広がりをもってきます。例えば、高齢者のケアに関わる活動をしている団体は、主に福祉関係部署と関係を持つことになるでしょう。しかし、そのケアの一環として小学生との交流などをはじめると、教育関係部署に相談する必要があります。そして、その度ごとにこの団体はそれぞれ違った部署にはじめから経緯を説明し、一から相談しなくてはならなくなります。

このようなことは、団体にとって大変負担であり、活動を広げていく上で大きな障害となります。このような行政部署の一本化の方針は、「市民活動を組織として一体で促進・支援していく」ということです。

そのための方策として例えば、
・市民活動団体の「困りごと」全般を担当する部署を統合、あるいは新設する
・市民活動団体を市民や市民活動団体に紹介する部署を統合、あるいは新設する
などが考えられます。

さらに、単に部署を一本化あるいは新設するだけでは、十分とはいえません。担当部署が中心となり全庁的および長期的に促進・支援策に取り組んでこそ、一本化あるいは新設の意味があるのです。

また、このような新しい組織を十分に機能させるためには、
⑥市民活動団体と行政が連絡・議論する機会を常設化することも必要です。

その方針は、「市民活動団体と行政がお互いの現状や問題点を把握する」ということです。

そしてその方策としては、
・市民活動団体との懇談会を開催し、広報などで市民にも広く参加を呼びかける
・市民活動団体からの意見を聞く「意見箱」をつくる
などがあります。

市民活動の促進・支援には情報発信の充実は欠かせません。しかし、市民活動団体側から見ると、情報発信は財政的にも能力的にもかなりの負担です。財政的に見ると、印刷機器の所有、各種消耗品の購入など大きな負担です。そして、市民や他の市民活動団体にわかりやすく説明をおこなう印刷物などの情報媒体をつくるには、専門的な知識を必要とします。

したがって、行政はこのような市民活動団体が抱える問題を解決するために、
⑦市民活動団体による情報発信の支援をおこなう
ことが必要なのです。

その際の方針は、「できるだけ多くの人びとがアクセスしやすい情報を発信する環境をつくる」ということです。

そのための方策として例えば、
・行政に登録した市民活動団体に対して一定の印刷機器使用の便宜をはかる
・情報発信のための講習会を開催する
・インターネットを通じた情報発信のためにサーバーの開設・管理などをおこなう
などがあります。

そして、このような行政による組織的な市民活動の促進・支援が、継続的におこなわれていくことが重要となります。1回かぎり、あるいは当面の促進・支援では羽曳野市に市民活動は根づいていかないでしょう。活動の促進・支援には長期的な視点が必要となってくるのです。

そのためには、
⑧市民活動を推進する条例を制定する
ことが必要となります。

条例などの制定を通じて、長期的な促進・支援をおこなう姿勢が明確になります。それによって、行政内部における市民活動の促進・支援の方針が確定するだけでなく、市民も市民活動への注目を高めるでしょう。もちろん、市民活動団体にとって行政の姿勢がはっきりすることは、安心して活動を展開させる上でも重要です。

例えば、この条例の中では次のような事項が位置づけられる必要があります。
・羽曳野市における市民活動推進の意義について
・市民活動推進の目標
・補助金や業務委託のあり方について
などです。

2. 市民活動の支援・促進の形態

(1) 直接的な支援

市民活動団体が活動を継続する上で、アンケート結果でもあらわれているとおり活動場所と資金は重要なものです。しかし、この2つの条件は多くの市民活動団体にとって確保することが困難なものでもあります。

したがって、市民活動団体を直接的に支援・促進するためには、
⑨行政が中心となって公共施設の有効利用をさらに促進することが必要となります。

この際の方針は「市民活動団体の利便性を基礎とする」ということです。つまり、公共施設の管理運営の責任は行政がもっているのですが、その運用に関してはそれらの施設を利用する団体の意向をできるだけみ取る努力が必要となるのです。

その具体的な方策として例えば、

- ・利用者にアンケートなどをとる
 - ・運営会議などに市民活動団体も参加する
 - ・働いている人などが利用しやすいように利用時間のさらなる延長をおこなう
 - ・学校などの休日開放などをおこない、もっと利用しやすくする
 - ・活動のために使う会場費の減免をおこなう
- などがあります。

活動における財政的な支援も不可欠です。羽曳野市で活動する市民活動団体の多くは財政規模が小さく、一定の財政的支援を必要としています。

しかし、従来のような形式での財政支援は、行政の財政状況だけでなく、市民活動団体の自立性の点からいっても適切でない部分もあります。行政にとっても、市民活動団体にとっても必要最低限の財政支援にとどめるべきなのです。それによって、創意工夫や業務の効率化が図られ、余剰資金はさらなる活動にまわされる可能性も生みま

す。

したがって、市民活動団体を財政的に促進・支援するためには、

- ⑩従来の補助金制度や業務委託のあり方などの見直しを含め財政的支援の仕組みを考える
ことが重要となります。

この際の方針は、「補助金や業務委託の現状をわかりやすく市民に説明する」ということです。このような説明により、市民や市民活動団体は、行政の財政支援の状況を知ることができ、より適切な判断を下すことができるようになるはず

そのための方策としては、

- ・補助金の状況を公表する
 - ・補助金がどのように活かされてきたかの監査を行う
 - ・一定の期間で補助金の見直しをおこなう
 - ・団体ではなく、個別の活動に対して市民活動団体からの提案書にもとづいて補助金などを出す
- などが考えられます。

(2) 間接的な支援

市民活動を継続していく上で、重要な要素としてアンケートでは「組織運営」と「人材育成」があげられていました。これらは、市民活動団体の活動そのものの目的ではないため、活動の初期の段階ではそれほど問題とされません。しかし、活動が継続し、いろいろな広がりをもち、また活動の上でさまざまな問題にであう場合には、必要となってくるものです。このような間接的な要素は団体内部では十分に満たすことができないので、外部からの支援が必要となります。

したがって、市民活動を間接的に支援・促進するためには、

①市民活動団体や行政が市民活動の運営に関する研修会をおこなうことが必要となります。

この際の方針は、「行政は市民活動団体がその活動に専念できるように環境を整備する」ということです。

そして、そのための方策として例えば、

- ・行政が中心となって団体の運営方法についての研修会を開く
 - ・行政が中心となって活動のレベルアップのための研修会を開く
 - ・活動が軌道に乗るまでの間、行政や大きな市民活動団体が事務局機能のサポートをおこなう
 - ・行政が補助金・助成金などの募集情報の提供や申請書類の作成指導をおこなう
 - ・活動のスキルアップや組織運営の研修をおこなう等、市民活動団体を支援する中間支援団体を行政が育成する
- などがあります。

ただし、このような市民活動団体が組織上の課題の克服をめざすさまざまな方策をおこなうことは、いわば一時的な支援であるといえます。市民活動団体は自らの力で活動を企画・運営・維持していかなければなりません。上記の方策はそのようになるための助走段階における支援に他なりません。

市民活動団体がさらに飛躍していくためには、組織的な整備も必要ですが、団体同士の交流も重要となってきます。

団体の活動は単独では自ずと限界にぶつかります。それを行政や各種機関など外部からの支援に頼るのではなく、団体同士の相互扶助によって乗り越えていくことのほうが、自立的な市民活動という点から望ましいといえるでしょう。

しかし、活動に専念してはなかなか他の市民活動団体と交流することは難しいことがよくあります。または、いつも同じ団体とだけ交流して結局は行き詰まってしまうこともあります。それゆえ、交流のきっかけは行政などの外部から与えられたほうが、より効果的であると考えます。

また、行政も自らの立場からだけで市民活動を見ていては、一方的な見方になって

しまう危険があります。機会を設けて、市民活動団体の視点から活動を見るのも、市民活動の促進・支援にとっては有意義であると考えます。

したがって、

⑫市民活動団体と行政や市民活動団体同士で人材交流をおこなう機会を設けることが重要となります。

この際の方針は、「できるだけ(活動内容・規模など)多様な交流ができるような場を設定する」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・定期的に市民活動団体が集まる機会を行政が設ける
 - ・行政が団体に関するデータベースをつくり、誰でもアクセスできるようにする
 - ・行政が市民活動団体からのインターンなどを受け入れる
- などが考えられます。

3. 支援・促進の新しい仕組みづくり

(1) 既存の市民活動団体の活性化

羽曳野市では、いままで多くの市民活動団体による活動がおこなわれてきました。これらの活動はいままで十分な成果を上げてきました。したがって、これらの活動をさらに広げていくことは、市民と行政のさらなる協働に向けて重要なことです。

しかし、これらの活動は、第2部でも示しましたように人材不足、市民の地域意識の低下(地域への愛着の減退など)、それに伴う活動のマンネリ化、参加者の減少などの問題を抱えています。

このような問題に対応するためにまず必要なことは、既存の市民活動団体がもっている「敷居の高さ」を取り除くことでしょう。現在の市民活動団体の多くでは参加者の高齢化が問題となっています。

したがって、

⑬若年世代が市民活動に参加しやすくなる仕組みを、市民活動団体と行政がともに考えることが重要となります。

その際の方針は、「できるだけ多くの若い世代に活動へ参加してもらおう」ということです。

具体的な方策として例えば、

- ・子育てサロンなどを通じて、若年世代に市民活動への親しみを持ってもらおう

・できるだけ多くの世代が関われるようなイベントや活動を行政や市民活動団体が考える
などが考えられます。

人材不足は、若年世代に限られたものではありません。全国的に見ても、いわゆる働き盛りと呼ばれる世代は市民活動にあまり関心がないといわれます。しかし、それは関心がないというよりもむしろ、活動に参加する余裕がない、あるいは参加することによるメリットを感じないということではないでしょうか。

したがって、この世代には若年者とは異なる考え方をしなければならないでしょう。

そのために、

⑭40～50 歳代の勤労者が市民活動に参加しやすくなる仕組みを、市民活動団体と行政がともに考える
ことが重要となります。

その際の方針は、「働いている人びとも市民活動に参加したいと思わせる仕組みを考える」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・勤労者が参加しやすいように、活動の曜日や時間をときどき変える
- ・自治会の役員や団体の担当者の責任や負担を減らしたり分散させたりすることで気軽に参加できる雰囲気をつくる
- ・市民活動などへ参加することに対する顕彰などを企業等におこなうよう働きかけるなどがあります。

(2) 新しい市民活動団体の形成

いままで、14 の提案をおこなってきましたが、これらの提案が実現されたとしても、羽曳野市における市民活動は十分に推進されるか疑問です。なぜなら、一つ一つの団体が個別に活動をし、個別に問題に突き当たり、行政が個別にそれらの問題に対応することは、結局、市民活動を推進させるどころか、逆に衰退させてしまいかねないからです。

社会の問題が複雑化し、個人の価値観が多様になってきた現代において、このような個別の対応ではなく、それぞれの市民活動が横につながり、連携しあうことが必要となります。さらに、行政もそのような連携によって力を得た活動を促進することで、羽曳野市における市民と行政の協働をさらにすすめることができます。そして結果として、自立した市民がやりがいを感じられるまちを創りあげることができると思います。

その際、市民活動が地域に根ざしたものである必要もあります。羽曳野市では小学校区をもとにした地域が市民活動を推進する上で、最適であると考えられます。

ただし、このような組織を市民活動団体が率先しておこなうには、多大なる時間と労力を要します。もちろん、市民活動団体自身がこのような組織をつくりあげることができればそれを優先すべきですが、もし地域によってそれが難しい場合は、行政がその組織化をサポートあるいは主導する必要があります。

また、羽曳野市全体の市民活動を促進するためには、これらの小学校区における連携組織が互いに連絡を取り合い、情報交換などを緊密に取り合う必要があります。そのなかで、組織同士の協力関係も生まれ、さらなる市民活動の活性化が行われると予想されます。

そのためには、

⑮市民活動を推進する新しい市民活動団体（(仮称)「市民活動推進センター」）を14小学校区にそれぞれ市民活動団体や行政が設置することが必要となります。

例えば、この「市民活動推進センター」には以下のような「機能」と「拠点としての働き」が考えられます。

〔機能〕

- ・市民活動団体同士の交流を促進する機会をつくる
- ・市民活動団体同士の交流を促進するために情報の集約と発信をおこなう
- ・市民活動団体が安定的に活動できるように事務的な補助をおこなう
- ・市民活動推進センター同士の情報交換ができるように、定期的で常設の連絡会を設ける
- ・羽曳野市全体の市民活動を維持・発展させるために、連絡会と行政が羽曳野市全体の市民活動に関する情報の共有、問題に対する議論をおこなうための協議会を設置する
- ・市民と行政との協働の適切なあり方を創造し、維持するために行政に意見を述べたり、支援策のチェックをおこなう

など

〔拠点としての働き〕

- ・推進センターとしての機能を安定・向上させるために公共施設などに事務局を置く
- ・事務局には情報の集約や活動の相談などに応じられるように、毎日誰かがいるようにしておく

など

この市民活動を推進する新しい組織については、さまざまな設置の仕方が考えられます。それは、設置される地域(小学校区)の特徴、そこでの市民活動の状況、行政との協働の形態などによって変わってくると考えられます。例えば、地域によっては青少年健全育成連絡協議会(育成協)を母体とすることで可能になるかもしれません。また、自治会・町会などの地縁組織をその母体とすることが最適である地域があるかもしれません(既存の市民活動(団体)の活用)。さらに、場合によってはNPOなどの組織にその組織化をまかせることができる地域があるかもしれません。

それぞれの市民活動推進センターは、各地区(校区)に根ざした活動をさまざまな分野に渡っておこなうための連絡調整や情報の集約と発信をおこないます(市民活動団体同士の連携)。そして、推進センター間の調整、情報の集約などは、市民活動に関する行政の担当部署と各センターが集まってつくられる連絡協議会((仮称)「市民活動推進協議会」)がおこなうこととします。その主たる担当は、行政における一本化されたあるいは新設された部署がおこなうこととなります(市民と行政の関係の明確化)。

このようなセンターを組織化・運営していく場合、それぞれの地域の市民活動団体が平等にそして包括的に組織化され、民主的な運営がなされていくことが肝要です。そのような組織のもとでそれぞれの活動が活性化されていくなれば、結果として、市民と行政の協働が促進され、快適で、やりがいや達成感を得られるまちをつくることができると考えます。

そして、この組織のイメージは以下のような図になります。一つの大きな円は羽曳野市域を表しています。そこにある14の小さな円は各小学校区をあわしています。それぞれの小円には、いくつかの団体が属しています。団体は、まちづくりや福祉、環境や教育などテーマやメンバーは様々です。共通するのはその地域で活動しているということです。

これらの市民活動推進センターに属する団体は、相互に交流などを行い、その地域のまちづくりに向けて協働します(図中の点線)。さらに、各センターからは代表者が市民活動推進協議会に送られます。この中では各代表者と行政(市民活動担当部署)が情報交換や議論を行い、羽曳野市全体での市民活動について考えます。そして、各センターは代表者などを通じて、市民活動推進協議会と意見交換などをおこないます(図中の矢印)。つまり、各小学校区での市民活動推進センターを中核として、市民活動を活性化させ、市民活動推進協議会によって全市的な情報の集約と整合性を図ります。

図 市民活動推進センターと市民活動推進協議会

